

第6章

人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり

〔自治・協働〕

1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

6-1-1 人権尊重

6-1-2 男女共同参画社会

2 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

6-2-1 市民協働

6-2-2 地域コミュニティ

3 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

6-3-1 広報・広聴

6-3-2 行政運営

6-3-3 財政運営

6-3-4 広域行政

1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

1 人権尊重

現況と課題

現在、行政全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策が図られてきていますが、依然として、子どもや高齢者への虐待、いじめ、女性への暴力(DV)※129 や嫌がらせなどの人権侵害が起きており、生命・身体の安全にも関わる大きな社会問題となっています。また、近年、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、さらにはインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示など新たな人権問題も生じています。

このような人権問題が生じている背景としては、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化も、その要因となっていると考えられますが、根本的には、人権尊重についての正しい理解や行動が十分に定着していないことが挙げられます。


本市では、これまで人権教育の実施や啓発活動、さらには多部門での相談事業など人権意識の高揚や相談体制の充実に努めてきました。

今後は、平等で平和な社会を築いていくために、市民一人ひとりが人権尊重についてさらに理解を深めることができるよう、より積極的な取り組みが必要となります。

施策目標

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、人権に対する正しい理解と行動が実践できるよう福祉や教育など多部門での人権教育の実施や相談体制の充実に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
人権が尊重されていると感じている市民の割合	—		人権意識の高揚啓発活動回数	5回	8回

施策の内容

1 人権施策推進基本計画の策定

人権施策を推進する活動の基本となる人権教育・啓発の総合的な方針を策定し、市民(家庭、地域、学校、企業など)と行政が一体となった取り組みを実践していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆人権施策推進基本計画の策定に向けた体制づくり
- ◆人権施策推進基本計画の策定

2 人権意識の高揚・啓発

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、正しい理解と行動が実践できるように、必要な人材の確保を行いながら、分野横断によるさまざまな機会を通じた意識高揚・啓発に向けた取り組みを強化していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆人権教育講演会の開催
- ◆小学生を対象とした人権教室の開催
- ◆各種イベントにおける街頭啓発活動の実施

3 人権相談体制の充実

専門的な相談員の確保など、関係機関との連携を図りながら、人権に関わるさまざまな問題に対応できる相談体制の整備、充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆弁護士も含めた特設人権相談の開設

1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます

2 男女共同参画社会

現況と課題

近年、人口減少、少子高齢化が進展する中、核家族化をはじめとする家庭環境の変化や地域におけるつながりの希薄化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会の状況は大きく変化しています。


本市では、これまで「男女共同参画基本計画」を策定し、フォーラムやセミナーなどを通じた意識啓発、男女共同参画推進連絡協議会への支援や男女共同参画人材バンクへの登録者数の確保、男女共同参画推進事業者の認定による環境整備など各種事業に取り組んできました。

今後は、市の政策決定過程における女性委員の参画が進んでいないことや、地域の女性人材情報が把握できないこと、男性への意識啓発が不十分なこと、地域における女性リーダーの高齢化などの課題を踏まえつつ、男女がお互いに尊重し合い、協力し合い、個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会※130の実現に向けて一層の取り組みが求められています。また、経済性を視野に入れた今後の地域の成長には、女性の更なる社会への参画促進が重要なものとなることから、身近な地域課題を解決していくにあたって男女共同参画の視点をもって実践的な活動を進めていくよう、働きかけや支援を行う必要があります。

施策目標

男女共同参画社会※130の必要性についての理解を深めるため、意識啓発事業を展開するとともに、実践的活動を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
各分野における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	—		市の審議会等における女性委員の占める割合	25.8%	35.0%
			男女共同参画講座の参加者数	165人	200人

施策の内容

1 男女共同参画基本計画の策定

現計画における進捗状況の評価に基づき課題を検証し、各施策の継続性について検討するとともに、健康づくり、地域防災、地域の活性化の視点を踏まえ、新たに計画を策定します。

〔主な取り組み〕

- ◆第2次男女共同参画計画の策定

2 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会※130の実現の必要性に対する認識の共有化を図るため、意識啓発事業を行います。また、男女間のあらゆる暴力根絶のための意識啓発を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆フォーラムやセミナー等の開催
- ◆家庭や地域における実践的活動の推進

3 男女共同参画の環境整備

家庭や地域、職場などあらゆる分野において個人が能力を発揮できる環境を構築するため、特に、女性の再就職や起業に関わる情報提供や資格取得の支援を行います。

〔主な取り組み〕

- ◆政策・方針決定の場である審議会等への女性の登用促進
- ◆女性リーダーの育成
- ◆男女共同参画推進事業者の認定
- ◆女性の起業及び就業支援
- ◆仕事と家庭の両立支援

2 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

1 市民協働

現況と課題

少子高齢化が進展し、先進国として成熟期に入っている現在、一律的な政策による課題解決は困難となっています。この多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、前提として、市民と行政の役割を認識し、相互信頼が高い関係を構築していくことが必要です。また、「社会性」と「経済性」を基本とした地域力の育成を図る必要性が高まっています。


本市では、平成19年に市民憲章※131を制定し、あわせて設置した市民憲章推進協議会を中心とする協働事業の実施や、活発な活動を展開する市民活動団体の事業に対する助成といった市民活動、NPO活動の支援を積極的に推進してきました。平成22年には、市民協働を確実なものにしていくために、笠間市協働のまちづくり推進指針※132を策定し、まず、「協働」※133の定義を行い、それぞれの役割と責任、協働の領域などの明確化を図ってきました。

今後は、「市民協働」を単に行政の取り組みに市民が参画するため「市民」と「行政」の関係性を整理する、ということだけではなく、地域社会の全てが関わる新しい公共※134領域の形成を図り、新たな発想による社会イノベーションにつながる取り組みとしていく必要があります。

施策目標

新しい公共※134領域の形成により、市民と行政が地域社会づくりの新たな担い手であるという意識を醸成し、「社会性」と「経済性」を兼ね備えた協働の取り組みを進めることができるように推進体制を強化します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
市民が新しい公共の担い手になっていると感じている市民の割合	—		NPO 法人数	21 団体	33 団体
			地域ポイント制度に参加する人数 (社会実験事業含む。 H23～H24 年度)	0 人	1,200 人
			まちづくり市民活動 助成金助成団体数	7 団体	12 団体

施策の内容

1 協働のまちづくりの推進体制の強化

協働のまちづくり推進指針を実現していくため、市民憲章推進協議会を中心とした市民憲章※131の推進や、多分野における市民活動及び企業の社会貢献活動などの情報収集と発信を行うとともに、市民活動の交流拠点づくりをはじめとした推進体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆協働を理解するための講演会・勉強会等の開催
- ◆市民活動センターの機能検討及び設置
- ◆中間支援組織の育成
- ◆市民憲章実践活動の推進

2 市民参加機会の拡充

ICT※135の活用などを含めた広報・広聴活動の充実、強化を図りながら、市民提案の施策の反映や共同事業の実施などによる参加機会を拡充します。

〔主な取り組み〕

- ◆地域ポイント制度※136の導入・活用
- ◆まちづくり出前講座の利用促進
- ◆インターネットや広報紙を活用した情報受発信の推進
- ◆パブリック・コメント制度※137の活用

3 市民活動・NPO活動の促進

新しい公共※134の担い手となる市民団体やNPO法人※138の育成、また、社会性の高い活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援するとともに、適切な連携を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆まちづくり市民活動助成金制度の拡充
- ◆地域ポイント制度※136の導入・活用
- ◆市民活動に必要な備品等の貸出事業の拡充・促進
- ◆市内市民活動団体のNPO法人化※138の促進

2 地域コミュニティ

現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本市においても多大な被害をもたらしました。その中で、被災した市民自らが、自発的に「共助」※139 の精神により、互いに助け合う活動が生まれ、改めて「支え合い」によって社会が成立するという認識が深まりました。しかしながら、少子高齢化、情報化などの進展により、「支え合い」の基盤となる地域の持続可能性が危ぶまれる現状にあります。


本市では、行政事務連絡組織としての行政区あるいは自治会などが中心となり、里親制度による道路や公園の維持管理活動、防犯パトロール活動、消防団活動、さらには地域独自の伝統行事といった、ボランティア精神が豊かな市民による活動が実施されてきました。

今後は、安心・安全なまちの構築や地域独自の文化を継承、創造していくためにも、本市の強みである「市民の力」を生かして「共助※139」の意識を醸成し、持続できる地域コミュニティ※140 の育成及び支援を展開する必要があります。

施策目標

地域の絆・連帯感の意識の醸成を図り、各種の活動支援及び育成を推進します。また、地域活動の場となる地域集会所等の維持、整備を支援します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
市民活動(地域活動)に参加している市民の割合	—		地域集会所の数	173 件	173 件

施策の内容

1 コミュニティ活動の活性化

行政情報の提供の核となる行政区の加入率向上を図るとともに、「共助※139」の意識を醸成し、防災、防犯など多分野における地域コミュニティ活動の育成、支援を展開します。

また、持続可能な活気ある地域社会の構築に向け、モデルとなる地域社会づくり事業を展開します。

〔主な取り組み〕

- ◆認可地縁団体※141への移行促進
- ◆コミュニティ活動の活性化を目指した助成制度の新設
- ◆コミュニティ活動の地域連携に向けた体制づくりの検討

2 コミュニティ施設の整備・充実

地域コミュニティ※140の活動拠点となる集会施設等について、地区公民館等との連携による活用や有事の際の活用も視野に入れながら、計画的な整備、改修に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域集会所建設・改修補助制度の充実
- ◆防災備品を含むコミュニティ活動に必要な備品購入補助制度の新設
- ◆コミュニティ活動の地域連携事業等を推進するための拠点づくりの検討

3 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

1 広報・広聴

現況と課題

協働のまちづくりを推進していくためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、常に情報が公開され透明性が確保されたうえで、お互いに情報を共有しながらまちづくりを行うことが重要となっています。

本市ではこれまで、行政情報・生活情報及びまちづくり情報などさまざまな情報を広報紙、ホームページ、メール配信サービス「かさめ〜」※142などを活用して、市民に分かりやすく、かつ、迅速に提供するとともに、市政懇談会や電子メール、ご意見箱、各種事業説明会などを通して市民の意見や要望の把握に努めるなど、広報・広聴活動を積極的に推進してきました。


今回の東日本大震災では、停電によりテレビが視聴できなくなったため、一時的に市民が情報を得られない事態が発生するなど、改めて、災害時における情報提供手段確保の重要性が強く認識されました。このことを踏まえ、あらゆる広報媒体の活用を検討し、災害に強い広報体制づくりを行う必要があります。

今後も、より分かりやすく、迅速な情報提供に努めるとともに、市民ニーズの的確な把握と市民の意見や要望を市政に反映できる広報・広聴体制づくりを推進していく必要があります。

施策目標

市民と行政が正確な情報を共有できるような広報資料の作成に努めるとともに、さまざまな手段を活用し、多くの市民に的確な情報が行き届き、かつ、市民の意見・提案を把握し、活発な議論、活動を喚起できる広報・広聴体制を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合	—		ホームページアクセス件数	1,338,202 件	2,000,000 件
			メールマガジン登録者数(かさめ〜)	1,345 人	3,000 人

施策の内容

1 情報公開の総合的な推進

情報公開および個人情報保護制度の適切な運用を図るとともに、市民協働の前提となる行政の信頼性向上に資するため、正確で分かりやすい行政情報を、積極的に公開し、提供していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆情報公開条例及び個人情報保護条例の適切な運用
- ◆行政情報の積極的な提供

2 広報活動の充実

行政や生活情報などのさまざまな情報が、迅速かつ容易に多くの市民に行き届くように、ICT※143を含めて複数の媒体を活用した広報体制の充実に努めるとともに、災害時における情報伝達手段を確立します。

〔主な取り組み〕

- ◆見やすいホームページの運営・管理
- ◆見やすく、わかりやすい広報紙の編集
- ◆市民記者制度等の導入の検討
- ◆新たな情報提供体制の構築

3 広聴活動の充実

さまざまな場面を通して市民の声を把握し、市政に反映できる広聴体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆市政懇談会等の開催
- ◆ホームページや意見箱を活用した市民の意見・提案の収集

2 行政運営

現況と課題

時代が激動の変革期にある中で、直面する多くの課題に迅速かつ適切な対応をしていくためには、地方公共団体は重要な存在となっています。平成23年には、いわゆる地域主権改革関連3法※144 が成立するなど、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むための環境整備が進められていますが、東日本大震災では、改めて行政の根幹ともいえるリスクマネジメントのあり方が問われています。さらに、総合特区制度※145 の創設に代表されるとおり、国の成長、選択と集中という観点などからも、各地方公共団体が「先端性」「総合性」「独自性」を發揮する取り組みを展開していくことが求められており、これらの実現においては、新しい公共※146 領域による責任を伴う市民協働が必要となっています。

また、近年の情報通信技術は、飛躍的な発展と普及が進み、国のIT戦略本部※147 が策定した「新たな情報通信技術」では、利便性の高い国民本位の電子行政の実現と、国民がだれでも ICT※148 による質の高いサービスを受けられ、かつそれを自在に活用できる社会の実現を目指すとしてされています。

本市ではこれまで、平成19年に行政改革大綱を策定し、行政評価システムの導入、民間委託等の推進、定員の適正化、専門職員の育成など、経営資源の効果的な活用による行政サービスの向上を図ってきました。また、民間の優れた視点や発想を取り入れ、民間活力を活かしながら限られた財源をより有効に活用する行政経営への転換を目指すため、平成23年に第二次行政改革大綱を策定しました。さらに、高度情報化の推進においては、情報格差を解消するため、光ファイバー※149 網を整備し、市全域において誰もがインターネットに接続することができる環境を構築しました。



今後も、第二次行政改革大綱を基本とし、ヒト・モノ・カネ・情報などの経営資源を効果的に活用できる仕組みを整えながら、将来像の実現に向け、効果的な行政運営を図っていく必要があります。また、地域づくりのうえでも重要な手段となる情報通信基盤の効果的な活用を進めるとともに、情報に関する教育や、より高度化する情報通信技術を取り入れながら施策を展開していく必要があります。

施策目標

効率的、効果的な行政運営を展開していくため、柔軟で斬新な発想を生み出す人材の育成や多様なニーズに対して、柔軟かつ迅速、横断的に対応できる機構改革を実施するとともに、民間の優れた視点や発想を積極的に取り入れるなど、総合的な行政経営システムの構築を図ります。

また、地域の活性化や市民生活の利便性向上のため、さまざまな分野における ICT※148 の有効活用を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
効率的で効果的な行政運営ができていると感じている市民の割合	—		行政改革大綱実施計画達成率	78.1%	100.0%
電子サービスが利用しやすいと感じている市民の割合	—		他団体等との人事交流率	19%	28%
			電子申請届出利用件数	164件	350件

施策の内容

1 行政マネジメントシステムの確立

行財政改革大綱を軸として、自主性、自立性の高い行政運営を実現するため、人材、財産、会計、行政評価、市民協働、政策形成などの各システムの運用とそれらが効果的に連動する行政運営の仕組みの確立を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆行政経営システムの構築検討
- ◆第二次行財政改革大綱に基づく積極的な改革の取り組み
- ◆計画的な権限移譲の推進
- ◆行政評価(事務事業評価)の実施、行政評価(施策評価)の導入、運用
- ◆アウトソーシング(外部委託)の推進
- ◆マネジメントサイクル(PDCA サイクル※150)の推進

2 組織機構の適正化

多様なニーズに対して、柔軟かつ迅速、横断的に対応できる組織機構の見直しを継続的に行います。また、行財政改革大綱に基づき、権限移譲の推進などによる業務量の増加を踏まえながら、専門知識をもった職員の配置や職員数の適正化を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆組織機構の見直し
- ◆資格を有した専門職員の採用
- ◆民間企業等外部からの人材採用

3 職員の意識改革と資質の向上

歴史や風土といった地域の成り立ちを踏まえつつ、新たな発想を持ち、市民ニーズに対応できる人材を育成するため、職員の達成感の向上に資する適切な人事評価制度の運用や研修を実施していきます。

〔主な取り組み〕

- ◆専門知識をもった人材の育成
- ◆人事評価制度の適正な運用

4 行政事務の効率化・高度化の促進

ICT※148 を活用した行政事務の高度化を進め、新技術を取り入れた行政サービスの向上や事務の効率化を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆ICT※148 の向上によるクラウドコンピューティング※151 導入の検討
- ◆仮想化技術※152 による情報システムの導入
- ◆統合型 GIS※153 の拡充
- ◆シンクライアントパソコン※154 の導入推進
- ◆電子決済・文書管理など、新システムの導入検討

5 電子自治体の推進

電子自治体※155 の実現に向けて、総合的な体系の構築を図りながら、より一層高度化する ICT を活用し、「簡単便利」な市民サービスの施策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆住民基本台帳カードの多目的利用の検討
- ◆情報通信基盤の利活用の検討
- ◆共同アウトソーシング※156 の推進
(電子申請・届出サービス、公共施設予約システム、いばらきデジタルマップ)
- ◆情報セキュリティの強化
- ◆市民の情報リテラシー※157 の向上

3 財政運営

現況と課題

景気悪化に伴う税収の減少等により、国の財政は、平成20年度以降、歳入を歳出が上回る財政赤字が拡大しており、地方財政においても、社会保障関係費の自然増などにより大幅な財源不足が生じている状況にあります。また、国、地方ともに、公債残高が増加しており、平成23年度末の GDP 比では国が13.8%、地方が41%と、先進国との比較でも突出しており、早急に債務残高の縮減を図る必要があります。

本市では、経常経費の削減を進めるとともに、実施計画に伴う財政計画を作成し、主要事業に対する重点的な予算措置を行うなど、効果的、効率的な予算配分を行ってきました。また、起債についても、繰上償還を行うなど将来負担の軽減に努めてきました。さらに、税等の収納対策についても、庁内横断による収納対策推進本部を設置し、口座振替やコンビニ収納など納税者の利便性の向上策と厳正な滞納処分等を実施し、収納対策の強化を図ってきました。

今後は、限られた行財政資源を有効活用し、環境変化に対応できる自主性・自立性の高いまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、資産や負債などの一元的な把握が可能となる財務書類を作成したうえで、得られる情報を有効に活用し、財政の効率化・適正化を図るとともに、わかりやすく公表して市民への説明責任を適切に果たしていくことが重要です。また、自主財源の確保を図り、将来にわたり市民が安心して暮らし続けられるよう安定した財政基盤を確立する必要があります。

施策目標

自主性・自立性の高い行政運営を行っていくため、各施策と連動した計画的かつ重点的な財源配分及び徹底した歳出の適正化と、計画的な財産管理を進めるとともに、徴収体制の強化や将来を見据えた基金の積み立てなどにより財源の確保策を実施します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
健全な財政運営がされていると感じている市民の割合	—		実質公債費比率	12.1%	14.1% (抑制)
			将来負担比率	85.7%	90.0% (抑制)
			経常収支比率	81.3%	85.5% (抑制)
			市税等徴収率	87.1%	90.0%

施策の内容

1 計画的な財政運営

実施計画、行政評価などのシステムと連動しながら、各会計の収支改善や補助金等の定期的な見直しを含めて、計画的で効果的な財政運営を図ります。また、市民協働の前提ともなる分かりやすい財政状況の情報提供を実施します。

〔主な取り組み〕

- ◆実施計画、予算編成、行政評価が一体となったシステム構築
- ◆外部委員による定期的な補助金の見直し
- ◆適正な起債管理
- ◆財務書類の作成及び公表
- ◆新地方公会計制度基準モデルの導入検討

2 財源の確保

安定的な財源を確保するために、徴収体制の強化による収納率の向上や有料広告等の活用を推進します。また、合併算定替や合併特例債発行可能期間の終了による歳入の減少を見据えて、経常経費の削減や合併特例債を活用した基金の積み立てにより将来における財源確保を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆収納率の向上と体制の強化
- ◆合併特例債を活用した基金の積み立て
- ◆有料広告の推進

3 保有資産の有効活用及び適正管理

保有資産（土地、建物等）を有効に活用し、かつ適正に管理していくため、資産の状況を的確に把握し、貸付・売却可能な資産については計画的な処分を進めるとともに、施設利用者の動向や施設の老朽化等を踏まえ、施設の在り方等を視野に入れた適正配置など計画的な資産管理及び運用を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆保有資産の状況把握
- ◆貸付・売却可能な保有資産の計画的処分
- ◆保有資産の計画的な管理及び運用

4 広域行政

現況と課題

社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成するという趣旨による定住自立圏構想※158が推進されるなど、地域の振興整備を目的とした従来の一律的な広域行政圏※159での施策から、地域の実情に応じた自主的な協議による取り組みとしての広域連携の推進に転換がされています。また、東日本大震災においては、各地の地方公共団体が被災地支援を実施している現状が示すとおり、地方公共団体は地域間競争の関係ではなく、地域間連携の関係にあることが、改めて認識されました。


本市では、合併に伴う一部事務組合の見直しや広域市町村圏協議会の解散など、必要性や効果検証による見直しを行う一方で、公共施設の利用といった市民サービスの向上、観光面や政策研究といった観点における広域連携を進めてきました。

今後は、多様化する市民ニーズへの対応、地域の活性化や業務の効率化といった視点を持ちながら、自主性、自立性の高い行政運営の実現に資する広域行政を検討、推進していく必要があります。

施策目標

市民サービスの向上、地域の活性化及び業務の効率化につながる広域連携を推進するとともに、隣接市町村からより広範囲における相互支援や連携策の充実、検討を進めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
他の市町村と広域事業や広域連携・交流が行われていると感じている市民の割合	—		広域市町村の構成自治体の公共施設相互利用率	8.1%	11.0%

施策の内容

1 広域連携事業の推進

広域交通網を活用した観光事業、公共施設の相互利用、住民基本台帳ネットワークシステム※160 の構築等の広域行政サービス事業や相互支援の強化など、効果的な広域連携事業を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆広域観光ネットワークの推進
- ◆電子化による行政サービスの資質向上
- ◆市民サービスの向上に資する情報基盤の整備
- ◆県央地域の連携による災害や原子力事故対策の強化
- ◆情報化社会に対応した安全対策

2 広域行政の研究

地域活性化やICT※161の活用による業務の効率化など、広域的に進めることでより効果のある行政サービスについて調査・研究を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆県央地域首長懇話会※162 で共通した課題解決の調査・研究
- ◆地域 ICT 利活用による広域連携の推進